

家庭幼児教育の相談に応じる 幼児教育担当職員の資質向上を支援する などの幼児教育支援事業費を含む 6月補正予算などを可決

6月定例市議会が6月9日から23日までの日程で開催されました。山岸市長は、招集のあいさつで、「団塊の世代がこれから定年を迎え、地方を第2のふるさととして選択するというライフスタイルに意識が高まりつつある中、これまでの若者定着の施策に加えて、『あなたを活かすふるさとづくり』をテーマに、Uターン・Eターン者などの定住促進について調査・研究を進め、来年度の政策にしたい」と、表明しました。定例会で決まった内容は、次のとおりです。



招集のあいさつをする山岸市長

決まった内容

予算

一般会計は4700万6千円増額し108億7436億9千円となりました。特別会計、企業会計の補正はありませんでした。補正のおもな内容は次のとおりです。

- 特別職人件費 1286万2千円
- まちづくり関係事業費 350万円
- 財政調整基金積立金 3378万9千円
- 教育会館施設整備事業費 190万6千円
- 新規就農者支援事業費 225万円
- 幼児教育支援事業費 810万円
- 小学校施設営繕工事費 540万円
- 中学校施設営繕工事費 160万円
- 自然体験推進事業費 100万円
- 平成16年度勝山市一般会計補正予算(第6号)に関する専決処分の承認を求めることについて
- 平成16年度勝山市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)に関する専決処分の承認を求めることについて

条例制定等

- 福井県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 福井県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更について
- 福井県自治会館組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 勝山市条例の一部改正について
- 損害賠償の額を定めることについて
- 勝山市条例の一部改正に関する専決処分の承認を求めることについて
- 勝山市計画事業猪野瀬土地区画整理事業施行条例の廃止について
- 勝山市道路線の認定について
- 勝山市道路線の廃止について
- 勝山市道路線の認定について
- 勝山市道路線の廃止について
- 損害賠償の額を定める専決処分の承認を求めることについて
- 福井県市町村交通災害共済組合規約の変更について
- 勝山・上志比衛生管理組合規約の変更に関する専決処分の承認を求めることについて
- 勝山市議会会議規則の一部改正について

陳情書

- 陳情書(深谷区内市道の整備について)
- 食料・農業・農村政策に関する陳情書
- 猿・猪・鹿・熊など有害鳥獣対策に関する陳情書

意見書

- 食料・農業・農村政策に関する意見書について
- 猿・猪・鹿・熊など有害鳥獣対策に関する意見書について
- 地方議会制度の充実強化に関する意見書について
- 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書について
- 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

福祉基金に100万円寄付

原崎直文さん(荒土町新道)元市職員の原崎直文さん(75)「荒土町新道」から、勝山市福祉基金として100万円の寄付がありました。寄付のため市役所を訪れた原崎さんは、「市職員として三十数年勤めたおかげで現在の私がある。75歳の誕生日をきつかけに、諸先輩や勝山市に恩返しをしたい」とのことでした。



福祉基金へ寄付をされた原崎氏に感謝状を贈呈する山岸市長

勝山市税条例が改正されました



| | 所得割 | 均等割 |
|---------|------------|-------------------------|
| 平成18年度 | 税額の3分の2を控除 | 1,300円 (県民税300円含む) |
| 平成19年度 | 税額の3分の1を控除 | 1,600円 (県民税600円含む) |
| 平成20年度～ | 全額課税 | 4,000円 (県民税1,000円含む) |

地方税法等の改正により、勝山市税条例が改正されました。おもな内容は次のとおりです。

1 住民税

65歳以上の方に係る非課税措置が廃止されます。

年齢65歳以上のかたで、収入が公的年金等のみで148万円～265万円のかたは、新たに課税対象となりますが、148万円以下のかたは、これまでどおり非課税です。

なお、緩和措置として平成17年1月1日の時点で年齢65歳以上で、新たに課税されるかたについては、次のような経過措置が設けられています。

給与支払報告書の提出義務範囲が拡大されます。

特別徴収義務のある給与支払者は、給与の支払を受けている者が退職した場合は、退職した日の属する年の翌年1月31日までに、給与支払報告書を退職時の市町村長に提出しなければならなくなります。

特定管理株式の価値を失った場合の株式等の譲渡所得等に係る課税の特例措置が創設されます。

特定口座で管理されていた株式について、発行会社の清算終了等により無価値化による損失が生じた場合には、これを株式等の譲渡損失とみなす特例措置が創設されます。

平成17年4月1日以後 適用可能

2 固定資産税・都市計画税

被災住宅用地の軽減特例が拡充されます。

震災等により、土地が住宅用地として使用できない状態になった場合、2年間住宅用地として課税標準額の軽減特例措置(平成13年に創設)を適用することとされています。

住宅用地の軽減特例

| 区分 | 土地利用の状況と面積区分 | 固定資産税 | 都市計画税 |
|---------|--------------------------|--------|--------|
| | | 課税標準額 | 課税標準額 |
| 小規模住宅用地 | 200㎡以下の部分 | 価格×1/6 | 価格×1/3 |
| | 200㎡を超える部分(家屋の床面積の10倍まで) | 価格×1/3 | 価格×2/3 |
| 一般住宅用地 | | | |
| 住宅用地 | | | |

3 特別土地保有税

特別土地保有税の徴収猶予制度について、土地の有効利用を促進するため、徴収猶予の早期処理が可能となるよう見直しを行います。

- 徴収猶予期間の制限
 - 非課税土地と特例譲渡等については、徴収猶予の延長期間に制限がありませんでしたが、現行の徴収猶予期間の終期の到来後は、期間延長を10年間に制限します。
 - 免除要件の見直し
- 特別譲渡として徴収猶予されている土地で、納税義務を免除する時期を譲渡時から譲渡の公募をした時点に見直しされます。

(3) 免除要件の見直し

土地の有効利用計画の変更は、現在1回に制限されていますが、2回まで可能になります。

なお、特別土地保有税は、平成15年度以降、当分の間、課税停止されています。

問 税務課

- 市民税グループ(内線243)
- 固定資産税グループ(内線245)

【参考】

地方税法の改正により個人市県民税の定率減税が縮減されます。

| 区分 | 改正内容 | 適用 |
|--------|-----------------------|-----------|
| 個人市県民税 | 現行：税額の15%を控除4万円を限度 | 平成18年度から |
| | 改正：税額の7.5%を控除2万円を限度 | |
| 所得税 | 現行：税額の20%を控除25万円を限度 | 平成18年1月から |
| | 改正：税額の10%を控除12.5万円を限度 | |

- 課税標準の特例措置の創設および整理・合理化がなされます。
- 固定資産税・都市計画税の課税標準の特例措置の創設と整理・合理化がなされます。主なものは次のとおりです。
- 登録有形文化財等の家屋および重要文化的景観等の家屋・敷地に係る特例措置の創設(1/2)
 - PF(民間資金等の活用)事業用資産に係る特例措置の創設(1/2)
 - 浸水想定区域内の地下街等にお